

庄原市転入定住者住宅取得及び改修

補助金のご案内



庄原市への定住促進を図るため、住まいを整備しようとする転入定住者（転入日前1年間に於いて本市に住民登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方及び転入しようとする方）に対し、補助金を交付します。

■ 補助対象者

次の項目のすべてに該当する転入定住者です。

○ 転入者は転入した日から3年以内に申請し、交付決定日から1年以内に事業を完了すること。

- 本市に永住し、自治振興区及び自治会活動に参加することを誓約すること。
- 事業完了報告書を提出する日において転入していること。
- 市税の滞納がないこと（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）。

※ 補助金交付の対象となる住宅が共有の場合は、共有者のいずれか一人を補助対象者となります。

■ 補助対象事業

転入定住者が行う、平成32年3月31日までに完成する次の事業です。

○ 新築または購入

自己の居住を目的に、台所、便所、浴室及び居室を備える住宅（併用住宅の場合は、のべ床面積の2分の1以上を居住のために使用するもの）の新築または購入（建売または中古の住宅の購入）。

※ 別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

※ 購入の場合は、2親等以内が所有する物件を除く。

○ 改修

既存住宅の維持又は向上のために行う増築、改築、模様替え又は改造で、経費が50万円以上の次に掲げる工事。

※ 補助対象者が所有する物件以外は、2親等以内が所有する物件に限ります。

対象となる内容

1. 基礎（犬走りを含む）、土台、柱、梁、屋根（雨樋を含む）、床及び壁の修繕並びに改修
2. 外壁、床、内壁（建具を含む。）及び天井の仕上げ材の修繕並びに改修
3. 間取り及び部屋の改修
4. 給排水設備配管に関わる修繕並びに改修
5. 電気設備配管及び配線に関わる修繕並びに改修
6. その他これらに類するもので市長が認めるもの

※ カーテン、ブラインド類及び網戸の新調ならびに取り替えに限ったものは、補助の対象になりません。

■ 補助金額

補助金額は、下表のとおりです。

補助金額 ※新規購入と改修 は併用可能	新築・新規購入	上限 100 万円（費用の 10%）
	改 修	上限 50 万円（費用の 20%）
加 算	子育て世帯	18 歳未満 1 人 5 万円
		18 歳未満 2 人以上 10 万円

■ 適用除外

住宅の新築、新規購入又は改修に関し、市の補助金及びこれに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた方は、本事業の対象になりません。

※ 庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付要綱に基づく奨励金との併用は可能です。

■ 交付決定等

補助金を受けようとする方は、必ず補助対象事業の着手前に、転入定住者住宅取得及び改修補助金交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けてください。

※ 別紙「事業の流れ」参照

■ 補助金の返還

次の各号のいずれかに該当する場合は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、交付した補助金の全額又は一部を返還することとなります。

返還に該当する事項		返還額
虚偽その他不正の手段により補助金交付を受けたとき		全額
補助金の交付決定日から 10 年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等を行った場合 ※交付決定からの年数によって返還額が異なります。	1 年未満	補助額の 100%
	1 年以上 3 年未満	補助額の 80%
	3 年以上 5 年未満	補助額の 60%
	5 年以上 7 年未満	補助額の 40%
	7 年以上 10 年未満	補助額の 20%
市税の滞納があったとき		市長が別に定める額

【お問い合わせ・申請】

庄原市 企画振興部 自治定住課 定住推進係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

TEL : (0824) 73-1257 FAX : (0824) 72-3322

E-mail : teiju@city.shobara.lg.jp

または最寄の各支所総務室

西城支所(0824)82-2121 東城支所(08477)2-5111 口和支所(0824)87-2111

高野支所(0824)86-2111 比和支所(0824)85-2111 総領支所(0824)88-3060

